平成 23 年度税制改正に関する重点要望事項

平成 22 年6月 24 日
日本税理士会連合会

１．給与所得控除額の上限設定（建議項目１）

現在の給与所得控除額は上限なく比例的に認められているが、一定額以上の高額な給与収入の場合、限界的に増加した部分の収入について経費が比例的に増加するとは必ずしも言えず、実態を反映しているとは考えられない。したがって、一定額以上の高額な給与収入については、給与所得控除額に限度額を定めるべきである。

２．交際費課税における交際費等の範囲の見直し（建議項目９）

交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費等かどうかを判断すべきものではない。交際費等の範囲を見直し、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

３．更正の請求期間の延長（建議項目 22）

課税庁が行う減額更正は法定申告期限から５年以内とされている。これに対して、納税者から更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から１年以内である。この期間の差は、納税者は自らが把握しているものを申告するのに対して、課税庁が更正を行う場合には調査を行うとともに挙証責任があることによるとされているが、均衡を失している。このため、法定申告期限から１年を超え５年以内の期間については、課税庁からは減額更正ができるが、納税者からは「嘆願」という方法によってしか対応できない。嘆願は法的な救済措置ではなく、それを取り上げるか否かも課税庁の裁量とされる。

このような状況を解決するために、更正の請求をすることができる期間を延長すべきである。

また、後発的理由による更正の請求の期間の特例については、その理由の生じた日から２月以内とされているが、期限の徒過により納税者の権利が損なわれないように、その期限を１年に延長すべきである。

４．納税者権利憲章(仮称)の制定（建議項目 23）

納税者権利憲章(仮称)の制定に際しては、申告納税制度の更なる発展を目指し、納税者の権利保護と税務行政の円滑な執行が図られるものとすることが必要であり、特に、適正に申告をしていると推定される納税者は尊重されるべきである。

また、納税者権利憲章の実効性を確保するために、国税通則法及び地方税法において、その目的に「税務行政における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資すること」を追加することが適当である。

５．番号制度の導入（中期的な視点からの検討課題）

税制において番号制度を導入することは、法人や個人事業者の所得金額までの把握はできないものの、課税漏れのない適正な申告などの実現に寄与し、その牽制効果は間接的に申告水準の向上をもたらすと考えられる。その際の適正な課税と申告水準の向上は国民全体の利益に資するものである。また、金融所得課税の一体化の観点からは、税制における番号制度は金融所得の正確な把握を行い適正な課税を担保するために必要である。

また、年金、医療及び介護サービスの給付と負担を一元的に管理し、国民一人ひとりが自分の保険料の納付状況等を簡単に把握できるようにするなど、各種の社会保障制度を横断的に規律するための番号制度の導入は、国民に有益である。

したがって、番号制度の導入に当たっては、制度の仕組み、付番方式、付番機関、プライバシーの保護等について具体的な内容を示した上で、税制と社会保障制度に共通の番号制度を構築すべきである。